

1 基本方針

- ①体・徳・知のバランスのとれた「生きる力」を育むという学校教育の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ②生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ③学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運用のための体制

- ①部活動顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長に提出する。校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ②校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページに公開する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- ①校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ②熱中症事故の予防については気象庁が発表する情報や環境賞熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施し、場合によっては活動の中止や、延期、見直し等の対応を行う。
- ③生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- ①週当たり 2 日以上休養日を設ける。なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも 1 日（水曜日）、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。
- ②週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度
- ④学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑤活動日時、休養日については部活動計画で示す。

5 学校単位で参加する大会等

- ①中学校体育連盟が主催、共催とする大会とする。
- ②その他の大会については、方針の主旨に則り、校長が認める大会のみとする。